

## 危険物表示一覧表

類別	性質	品名		性質		指定数量	危険等級
			略号		略号		
略号							略号
第一類 (危1)	酸化性固体	1. 塩素酸塩類	①	第1種	1	50kg	I
		2. 過塩素酸塩類	②				
		3. 無機過酸化物	③				
		4. 亜塩素酸塩類	④				
		5. 臭素酸塩類	⑤				
		6. 硝酸塩類	⑥				
		7. よう素酸塩類	⑦	第2種	2	300kg	II
		8. 過マンガン酸塩類	⑧				
		9. 重クロム酸塩類	⑨				
		10. その他のもので政令で定めるもの					
		a. 過よう素酸塩類	a				
		b. 過よう素酸	b				
		c. クロム, 鉛またはよう素の酸化物	c				
		d. 亜硝酸塩類	d				
		e. 次亜塩素酸塩類	E				
		f. 塩素化イソシアヌル酸	f				
		g. ペルオキシ二硫酸塩類	g	第3種	3	1,000kg	III
		h. ペルオキシほう酸塩類	h				
		11. 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの	i				
第二類	可燃性固体	1. 硫化りん	①		—	100kg	II
		2. 赤りん	②		—	100kg	
		3. 硫黄	③		—	100kg	
		4. 鉄粉	④		—	500kg	III
		5. 金属粉	⑤	第1種	1	100kg	II
		6. マグネシウム	⑥				
		7. その他のもので政令で定めるもの	⑦	第2種	2	500kg	III
		8. 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの	⑧				

		9. 引火性固体	⑨		—	1,000kg		
第三類	自然発火性物質及び禁水性物質	1. カリウム	①		—	10kg	I	
		2. ナトリウム	②		—	10kg		
		3. アルキルアルミニウム	③		—	10kg		
		4. アルキルリチウム	④		—	10kg		
		5. 黄りん	⑤		—	20kg		
		6. アルカリ金属（カリウム及びナトリウムを除く）およびアルカリ土類金属	⑥	第1種	1	10kg	II	
		7. 有機金属化合物（アルキルアルミニウムおよびアルキルリチウムを除く）	⑦					
		8. 金属の水素化物	⑧	第2種	2	50kg		
		9. 金属のりん化合物	⑨					
		10. カルシウムまたはアルミニウムの炭化物	a					
		11. その他のもので政令で定めるもの	b	第3種	3	300kg		
		a. 塩素化けい素化合物	c					
12. 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの	d							
第四類	引火性液体	1. 特殊引火物	◎		—	500		I
		2. 第一石油類	①	非水溶性	—	2000		II
				水溶性	1	4000		
		3. アルコール類	⑥		—	4000		III
		4. 第二石油類	②	非水溶性	—	1,0000		
				水溶性	1	2,0000		
		5. 第三石油類	③	非水溶性	—	2,0000		
水溶性	1			4,0000				
6. 第四石油類	④		—	6,0000				
7. 動植物油類	⑤		—	10,0000				
第五類	自己反応性物質	1. 有機過酸化物	①	第1種	1	10kg	I	
		2. 硝酸エステル類	②					
		3. ニトロ化合物	③					
		4. ニトロソ化合物	④					

		5. アゾ化合物	⑤	第2種	2	100kg	II					
		6. ジアゾ化合物	⑥									
		7. ヒドラジンの誘導体	⑦									
		8. ヒドロキシルアミン	⑧									
		9. ヒドロキシルアミン塩類	⑨									
		10. その他のもので政令で定めるもの										
		a. 金属のアジ化合物	a									
		b. 硝酸グアニジン	b									
		11. 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの	c									
		第六類	酸化性液体					1. 過塩素酸	①	-	300kg	I
								2. 過酸化水素	②			
3. 濃硝酸	③											
4. その他のもので政令で定めるもの												
a. ハロゲン間化合物	④											
5. 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの	⑤											